

平成29年2月9日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官 藤江憲一

平成24年(ワ)第422号, 平成28年(ワ)第190号 対米国・嘉手納基地爆音差止
等請求事件

判 決

原 告 別紙原告目録記載のとおり
同訴訟代理人弁護士 別紙原告ら訴訟代理人目録記載のとおり
被 告 別紙被告目録記載のとおり

主 文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は, 原告らのために,

(1) (主位的請求)

嘉手納基地において, 毎日午後7時から翌日午前7時までの間, 一切の航空機を離発着させてはならない。

(予備的請求)

原告らの居住地域に, 毎日午後7時から翌日午前7時までの間において, 嘉手納基地の使用によって生じる40dBを超える一切の騒音を到達させてはならない。

- (2) 原告らの居住地域に, 毎日午前7時から午後7時までの間において, 嘉手納基地の使用によって生じる65dBを超える一切の騒音を到達させてはならない。

- 2 被告は, 原告らに対し, それぞれ150万円及びこれに対する訴状送達の日
の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

本件は、嘉手納飛行場（以下「本件飛行場」という。）の周辺に居住する原告らが、被告の軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）による本件飛行場での航空機の運航等に伴う騒音等によって身体被害、睡眠妨害、生活被害や精神的被害等の様々な被害を受けているとして、被告に対し、人格権、環境権又は平和的生存権に基づき、(1)毎日午後7時から翌日午前7時までの間において、主位的に本件飛行場における航空機の離発着禁止、又は予備的に原告らの居住地域に本件飛行場の使用によって生じる40dBを超える騒音到達禁止及び(2)毎日午前7時から午後7時までの間において本件飛行場の使用によって生じる65dBを超える騒音到達禁止を求めるとともに、不法行為に基づき、上記被害によって被った精神的苦痛等に対する損害賠償としてそれぞれ150万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みに至るまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求する事案である。

本件訴えは外国である被告に対するものであるところ、外国は、一定範囲で我が国の民事裁判権（以下、単に「裁判権」という。）から免除されることから、本件訴えにつき被告に対し我が国の裁判権が及ぶかが問題となる。この点、原告らは、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（以下「対外国民事裁判権法」という。）4条によれば、外国等は原則として我が国の裁判権から免除されるものの、人の死傷又は有体物の滅失等に関する損害賠償責任や日本国内の不動産の占有又は使用等によって生じる義務について、一定の要件の下で、外国等が我が国の裁判権から免除されない旨を規定する同法10条又は11条によって、被告は、本件訴えにつき、我が国の裁判権から免除されないと主張している。

第3 当裁判所の判断

- 1(1) 対外国民事裁判権法3条において、この法律の規定は、条約又は確立された国際法規に基づき外国等が享有する特権又は免除に影響を及ぼすものではないと規定されていることからして、国際法上、外国等に裁判権からの免除

が認められる場合には、同法10条や11条等の対外国民事裁判権法の規定にかかわらず、外国等は我が国の裁判権から免除されると解される。

この点、本件訴えについて被告に裁判権を免除する根拠となる条約は見当たらないが、国際慣習法上、外国には一定の範囲で他国の裁判権から免除されるといういわゆる主権免除が認められていると解されている（最高裁判所平成11年(オ)第887号，同11年(受)第741号同14年4月12日第二小法廷判決・民集56巻4号729頁）。そこで、国際慣習法上の裁判権免除により、被告が本件訴えについて我が国の裁判権から免除されるかどうかを検討する必要がある。

(2)ア この点、国際慣習法とは、法として認められた一般慣行をいい（国際司法裁判所規程38条1項b），国際慣習法が成立していると認められるためには、一般慣行と法的確信の存在が必要と解される。

イ 本件訴えは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）や日米安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定などに、基づいて我が国に駐留する合衆国軍隊の航空機の運航に関する訴えであるところ、我が国の最高裁判所は、本件と同様に、日米安保条約等に基づいて我が国の横田基地に駐留する合衆国軍隊の航空機の夜間離発着を対象として差止め及び損害賠償が請求された事案において、外国に対する裁判権免除に関し、国家の活動範囲の拡大等に伴い、国家の私法的ないし業務管理的な行為については裁判権が免除されないという制限免除主義が台頭しているものの、今日においても、外国国家の主権的行為については、民事裁判権が免除される旨の国際慣習法の存在を引き続き肯認することができるとした上で、当該航空機の夜間離発着は、その活動の目的ないし行為の性質上、主権的行為であることは明らかであって、国際慣習法上、裁判権が免除されると判断したこと（最高裁判所平成11年(オ)第887号，同1

1年(受)第741号同14年4月12日第二小法廷判決・民集56巻4号729頁)、また、本件飛行場における合衆国軍隊の航空機の離発着等の差止請求がされた本件と同種の事案においても、同じく、裁判権が免除されとの判断がされたとの裁判例があること(福岡高等裁判所那覇支部平成17年(ホ)第123号同21年2月27日判決。同判決は、最高裁判所の上告棄却、上告不受理の決定を経て確定した。)は、当裁判所に顕著である。

このように、我が国では、我が国と合衆国との条約等に基づき駐留する合衆国軍隊の航空機の運航等に関しては、外国の主権的行為に当たることを理由に、被告に国際慣習法上の裁判権免除が与えられるとの裁判所の判断が数次にわたり示されているといえることができる。

ウ そして、原告らの提出する証拠(甲H3, 7)上も、このような我が国の国内裁判所の判断を結論において支持する以下の各国の国家実行がある。

(ア) 各国の国内裁判例

エジプト、ベルギー、ドイツ、オランダ、イタリア及び英国の裁判所が、他国の同意を得て当該他国の領域に駐留中又は滞在中に軍隊が犯したとされる不法行為に関する裁判手続において、問題となる行為が主権的行為であった場合に、国際慣習法に基づき外国国家に裁判権免除を認めた事例がある。

なお、国際司法裁判所(以下「ICJ」という。)は、第二次世界大戦中にドイツ軍によってイタリアで逮捕されドイツで労働を強制されたイタリア人がドイツを被告としてイタリアの国内裁判所に提起した損害賠償請求の訴えについて、イタリアの国内裁判所がドイツの裁判権免除を認めなかったこと等がイタリアの国際法上の義務に反するとして、ドイツが提起した事件につき、2012年2月3日、結論として、イタリアは、ドイツが国際慣習法に基づき享受する裁判権免除を尊重する義務に違反したと認定する判決(以下「主権免除事件判決」という。)を言

い渡したところ、その理由中で、上記各裁判例などに言及した上で、これらの司法判断は、国がその軍隊が他国の領域で行った主権的行為について、裁判権免除を受ける権利を有することを示唆している旨、判示している。

(イ) 各国の国内法

英国、シンガポール、カナダ、オーストラリア及びイスラエルの裁判権免除に関する国内立法は、不法行為について裁判権免除の例外とする旨の規定を有するが、英国及びシンガポールの国内立法は、外国軍隊の行為に関する裁判手続については同法の適用対象外とする規定を、カナダ、オーストラリア及びイスラエルの国内立法は、受入国の同意に基づき駐留する駐留軍隊の行為及びかかる駐留軍隊に関する国内立法の対象である事項につき同法の適用対象外とする旨の規定を有する。

これらの国内立法は、受入国の同意に基づき同国に駐留する外国の軍隊の行為については、これをその適用対象外としており、それによって、当該行為については、国際法上の裁判権免除を与える趣旨と解釈することができる。

(ウ) 裁判権免除に関する条約

国家の裁判権免除を規律する最初の多数国間条約である国家免除に関する欧州条約（European Convention on State Immunity。以下「欧州条約」という。）は、31条において、「本条約のいずれの規定も、他の締約国の領域内にある場合に、その軍隊により、又は関連して、行われ又は行われなかった事項について、締約国が享受する免除又は特権に影響しない。」と規定し、外国軍隊の行為に関する全ての裁判手続を条約の適用範囲から除外している。ICJは、主権免除事件判決において、この規定を解釈して、軍隊の行為に関する国の裁判権免除に関する事項は、欧州条約の適用範囲外であ

り、欧州条約は、この問題に影響しないと判示している。

また、平成16年12月の国連総会で採択され、我が国も既に署名、批准した国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約（以下「国連国家免除条約」という。ただし、同条約は現時点において未発効である。）には、外国の軍隊の行為を適用対象外とする趣旨の規定は置かれていない。しかし、国連総会の審議過程において、国及びその財産権の裁判権免除に関するアドホック委員会の報告書が国連総会の第6委員会に提出されるに当たり、アドホック委員会議長は、国連国家免除条約の条約案が軍隊の活動は対象外であるとの一般的理解に基づき作成されたと述べ、いずれの国もこの解釈に疑問を呈さなかったこと、国連国家免除条約を批准したノルウェーとスウェーデンが、その批准に当たり、当該条約が「国際人道法に基づき理解される武力紛争中の軍隊の活動、及び公的な職務を行使する上での国の軍隊が行った活動を含む、軍事活動には適用されない」との解釈宣言を行っていること、国連国家免除条約は、その前文において、締約国は「この条約により規律されない事項については、引き続き国際慣習法の諸規則により規律されることを確認」する旨を規定しており、国連国家免除条約によって規律されずに国際慣習法の規律が妥当する事項があることを前提としていることが認められる。これらの点に照らせば、国連国家免除条約も、欧州条約と同様、軍隊の行為に関する国の裁判権免除を条約の適用対象外とした上で、国際慣習法の規律に委ねたと解釈することが妥当である。なお、ICJは、主権免除事件判決において、国連国家免除条約が、武力紛争に関連して、法廷地国の領域において、他国の軍隊又は関連組織によって犯された人の死亡、身体の傷害又は財産の損傷を引き起こす行為に対する不法行為に関する裁判手続における国家免除を否定するという主張に支持を与えるものではないと判断した。

エ 以上の我が国の裁判所の判断、各国の国内裁判所の判断や国内立法の規定は、受入国の同意に基づき同国に駐留する外国の軍隊の主権的な行為につき裁判権免除を与えるという点において相互に符合しており、少なくとも、その限りで一般慣行及び法的確信が存在することは明らかである。また、上記ウ(ウ)で説示した内容に照らすと、国の裁判権免除に関する有力な二つの国際条約は、軍隊の行為をその適用対象外としているため、上記解釈を否定するものとはいえない。

そうすると、受入国の同意に基づき同国に駐留する外国の軍隊の主権的な行為につき裁判権免除を与えるという限度で国際慣習法が存在することは明らかである。そして、本件訴えが対象とする合衆国軍隊の航空機の運航等は、その活動の目的ないし行為の性質上、外国である被告の軍隊の主権的行為であることは明らかであるから、本件訴えは、国際慣習法上、被告に裁判権が免除されている事項に関する訴えに当たる。よって、本件訴えについては、裁判権を欠くというべきである。

(3) なお、国際慣習法上、裁判権が免除されている場合であっても、外国等が裁判権に服することに同意した場合には、我が国が裁判権を行使することは可能と解される。そのため、当裁判所は、被告に対し、我が国の最高裁判所及び外務省を通じ、本件訴えに応訴する意思があるかどうかを照会したものの、我が国所在の被告の大使館は、平成28年7月14日付けで本件訴えに応訴する意思がないことを回答した。したがって、本件訴えにつき、被告の同意を理由として、裁判権が及ぶと解することもできない。

2(1) これに対し、原告らは、対外国民事裁判権法は、国連国家免除条約に準拠して制定されたものであるところ、国際慣習法上の裁判権免除の範囲は、国連国家免除条約によって与えられる裁判権免除の範囲より狭く、したがって、対外国民事裁判権法によって与えられる裁判権免除の範囲よりも狭いとして、本件において、国際慣習法上の裁判権免除が問題となることはないと主張す

る。原告らは、その根拠として、このように解釈しなければ、国内裁判所は、常に国際慣習法上の裁判権免除の有無を検討せざるを得ず、条約及び国内法を定めた意義が没却されると主張する。

しかし、国連国家免除条約の前文に、締約国は「この条約により規律されない事項については、引き続き国際慣習法の諸規則により規律されることを確認」する旨が規定されていることからすれば、国連国家免除条約は、同条約によって規律されずに国際慣習法の規律が妥当する事項があることを前提としており、原告らの主張は、国連国家免除条約の文言に明らかに反する。そして、このような文言に加え、アドホック委員会議長の発言やノルウェー等の解釈宣言なども踏まえれば、国連国家免除条約が軍隊の行為に関する国の裁判権免除に関する事項をその適用対象外とした上で、国際慣習法の規律に委ねていると解釈できることは、上記 1 (2)ウ(ウ)で説示したとおりであり、原告らの主張は理由がない。

(2)ア 原告らは、国連国家免除条約に明文規定がないことを理由に、平時における友好国の駐留軍隊の活動について当該友好国に民事裁判権の免除が与えられることはないと主張する。

しかし、国連国家免除条約に明文規定がないことが受入国の同意に基づき同国に駐留する外国の軍隊の主権的な行為につき裁判権免除を与えると、国際慣習法の存在を認めるのに妨げとならないことは、上記 1 (2)ウ(ウ)で説示したとおりである。

なお、原告らは、国連国家免除条約の解釈に当たり、アドホック委員会議長の発言やノルウェー等の解釈宣言を参照することが不当であると主張するが、これらも国連国家免除条約の文脈又は解釈の補足的な手段として解釈に当たり参照することは可能と考えられるし（条約法に関するウィーン条約 31 条 1 項及び 2 項、同 32 条）、I C J も主権免除事件判決においてこのような手法を採用している。よって、この点でも、原告らの主張

は理由がない。

イ 次に、原告らは、ギリシャの最高裁判所が２０００年５月４日、第二次世界大戦中にドイツ軍がギリシャのディストモ村民３００名以上を殺害し、同村を焼き払ったことについて、その遺族２５０名余がドイツに対する損害賠償をギリシャの国内裁判所に求めた事案において、ドイツに裁判権免除を認めない判決をしたことを指摘し、平時における友好国の駐留軍隊の活動よりも特別な権利関係の下でより特権又は免除を導きやすい戦時の外国軍隊の活動につき裁判権免除が認められなかったことからすれば、平時における友好国の駐留軍隊の活動に裁判権免除が認められるべきではないと主張する。

しかし、原告らの提出する証拠（甲Ｈ３，７）上、ギリシャ特別最高裁判所は、別の事件の判決において、上記判決の論理構成を否定し、ドイツに裁判権免除を認めたこと、その後、ギリシャの裁判所が同種事件でドイツに裁判権免除を認めなかったことはないこと、ギリシャの最高裁判所も２００９年の別の決定で裁判権免除を認めたことが記載されている。そうすると、ギリシャの国家実行が戦時の外国軍隊の活動につき裁判権免除を認めないものであるということとはできず、原告らの主張は理由がない。

ウ さらに、原告らは、少なくとも、アルゼンチン及び南アフリカの国内立法では、受入国の同意に基づき同国に駐留する外国の軍隊の主権的な行為につき裁判権免除を与える趣旨の規定がない旨主張し、これに沿う証拠（甲Ｈ３，７）を提出する。

しかしながら、両国の国内立法の立法経緯や議論状況を明らかにする証拠はなく、また、両国の裁判所が外国の駐留軍隊の行為に関して裁判権免除が与えられるかどうかを判断した事例があることを示す証拠もないのであって、単に規定が存在しないとの事実のみをもって、両国の国内法上、外国の駐留軍隊の行為に関して裁判権免除が与えられないことを示すとい

えるかは疑問である。少なくとも、このような例のみで、上記 1(2)ウ(ア)及び(イ)のとおり、現実には国内裁判所が外国の軍隊の行為につき裁判権免除を与えた例が多数存在することや、外国の軍隊の行為につき裁判権免除を与えた立法例も複数存在することを根拠とする一般慣行及び法的確信の認定を覆すには足りないと考えべきである。

エ また、原告らは、平時における友好国の駐留軍隊も受入国の法律を遵守する義務があるのに、当該軍隊の行為に一律の裁判権免除を認めることは妥当でないと主張する。

しかし、裁判権免除が与えられることは、当該外国が受入国の領域内においてその法律を遵守する義務を有することを否定するものではなく、その遵守を裁判手続を通じて強制することが許されないことを意味するのみであるから、受入国の法律を遵守する義務から直ちに裁判権免除の否定を導く原告らの主張は合理的でない。

また、国際慣習法上の裁判権免除が認められるのは、受入国の同意に基づき同国に駐留する外国の軍隊の主権的な行為についてのみであって、当該軍隊の行為の全てに裁判権免除が認められるものではないから、原告らの主張は、この点でも前提を異にし、妥当でない。

オ さらに、原告らは、駐留軍隊の行為に認められる裁判権免除を外交官等に裁判権免除が認められていることの延長にあるととらえた上で、外交官等の場合、当該外交官等個人には裁判権が免除されるものの、その派遣国には裁判権免除が与えられないから、駐留軍隊の構成員の行為についても、同様に当該国には裁判権免除が認められるべきでないと主張する。

しかし、駐留軍隊の行為に認められる外国の裁判権免除と外交官等の裁判権免除は異なる制度であるから、これらを同一に扱う原告らの主張はその前提において失当である。

(3) 原告らは、不法行為に関しては外国の裁判権免除の例外とする対外国民事

裁判権法10条所定の不法行為例外について、当該不法行為が主権的な行為である場合に外国に裁判権免除を与えなければならないとする国際慣習法は存在しないと主張し、その根拠として、被告の国内立法（外国主権免除法1605条）において、不法行為については、それが主権的な行為かどうかを問わず、外国の裁判権免除の例外とする趣旨の規定が置かれていること、また、被告の国内裁判所が、複数の事件において、当該立法を適用するに際し、不法行為が外国の主権的な行為に伴って生じたことを根拠に、当該外国に対する裁判権が免除されるということはない旨の判断をしていることなどを指摘している。また、原告らは、その他にも、カナダの最高裁判所がカナダの国内立法の不法行為例外を定める規定の文言を根拠に主権的行為かどうかで同規定の適用の可否を区別しないと判断したことや、アルゼンチンの国内立法の制定過程で、同国大統領が人権侵害に関して主権的行為かどうかで裁判権免除の可否を区別しない旨宣言したことなどを指摘する。

しかし、当裁判所は、主権的行為一般につき裁判権免除が与えられるとの国際慣習法の存在を認めたものではなく、受入国の同意に基づき同国に駐留する外国の軍隊の主権的な行為につき裁判権免除が与えられる旨の国際慣習法を認めたものであるから、主権的行為一般を問題とする原告らの主張は、当裁判所の判断に対する的確な反論とはいえない。

もっとも、その上で、確かに、被告の国内立法上、受入国の同意に基づき同国に駐留する外国の軍隊の活動に限ったとしても、不法行為例外を及ぼさない旨の規定はなく、その限りで原告らの主張は検討を要する。しかし、実際に被告の国内裁判所が同法によって外国の軍隊の活動に裁判権免除が認められるかどうかを検討、判断した例は見当たらず、原告らが指摘する被告の国内の裁判例も、いずれも外国の軍隊の活動に関する事例ではない。そうすると、被告の国内法上、外国の軍隊の行為に関して裁判権免除が与えられないといえるかは明確ではなく、被告の国家実行が外国の軍隊の行為に関して

裁判権免除を与えないものと認めるには足りない。

同様の指摘は、原告らが指摘するカナダの裁判例やアルゼンチンの大統領の宣言についても妥当する。

そうすると、原告らが指摘する事実は、いずれも、当裁判所が認定した限りの国際慣習法を否定する国家実行とはいえず、上記1の判断を覆すものとはいえない。

- 3 以上の次第であって、本件訴えは我が国の裁判権が及ばない事項に関する訴えであって、いずれも不適法であり、かつ、その不備を補正することができないことが明らかであるから、民事訴訟法140条により、口頭弁論を経ないで本件訴えを却下することとして、主文のとおり判決する。

那覇地方裁判所沖縄支部

裁判長裁判官

藤 倉 徹 也

裁判官

草 野 克 也

裁判官

工 藤 明 日 香